

する。

第17条第1項の表第5条第4項及び第6項の項及び第21条第1項の表第5条第4項及び第6項の項中「及び第6項」を「、第6項及び第7項」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第10号

金沢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(金沢市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 金沢市職員退職手当支給条例(昭和28年条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則第22項中「20年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第11条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第5条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第22項」とする。

附則第23項中「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第4条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年条例第52号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「第2条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第3条若しくは第4条又は金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和33年条例第7号)附則第2項」を「第2条から第4条まで」に改め、「20年以上」、「(同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満)」及び「、新条例第2条から第4条の3まで及び条例第54号附則第6項の規定にかかわらず」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改める。

附則第7項中「第2条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第2条第1項」に改め、「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「、新条例第2条第1項及び第4条の2並びに条例第54号附則第6項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第4条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第8項中「、新条例第4条から第4条の3まで及び条例第54号附則第6項の規定にかかわらず」を削る。

(金沢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 金沢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成15年条例第67号)の一部を次のように改正する。

附則第12項中「44年」を「42年」に改める。

(金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「退職手当の額が」を「額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第4条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第22項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が」に改め、「附則第8条の規定による改正後の」及び「附則第9条の規定による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の金沢市職員退職手当支給条例(以下この条において「新条例」という。)附則第22項(新条例附則第24項及び第3条の規定による改正後の金沢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例附則第12項においてその例による場合を含む。)及び第23項の規定の適用については、新条例附則第22項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

第3条 第2条の規定による改正後の金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第6項(同条例附則第8項においてその例による場合を含む。)及び第7項の規定の適用については、同条例附則第6項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

第4条 第4条の規定による改正後の金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第11号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第20号の項中「第50条第3項」を「第50条第4項」に、「又は書換え」を「、再交付又は書換え」に改め、同表第21号の項中「第50条第3項」を「第50条第4項」に改め、同表第24号の4の項及び第24号の5の項中「動物取扱業」を「第1種動物取扱業」に改め、同表第24号の8の項中「ねこ」を「猫」に改め、同表第56号の項の次に次のように加える。

(56)の2 薬事法（昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	1件につき	29,000円
(56)の3 薬事法第4条第2項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	1件につき	11,000円
(56)の4 薬事法第12条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査	1件につき	6,300円
(56)の5 薬事法第12条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき	4,000円
(56)の6 薬事法第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	11,000円
(56)の7 薬事法第13条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき	5,600円
(56)の8 薬事法第14条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査	1件につき	90円
(56)の9 薬事法第14条第9項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	1件につき	90円

別表第57号の項中「（昭和35年法律第145号）」を削り、同表第58号の項の次に次のように加える。

(58)の2 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第5条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	1件につき	2,000円
(58)の3 薬事法施行令第6条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付	1件につき	2,900円
(58)の4 薬事法施行令第12条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付	1件につき	2,000円

(58)の5 薬事法施行令第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付	1件につき 2,900円
--	--------------

別表第59号の項中「(昭和36年政令第11号)第45条」を「第45条第1項」に改め、「基づく」の次に「薬局開設又は」を加え、同表第60号の項中「第46条」を「第46条第1項」に改め、「基づく」の次に「薬局開設又は」を加え、同表の備考第9項を削り、同備考第10項を同備考第9項とし、同備考第11項中「第15項」を「第14項」に改め、同項を同備考第10項とし、同備考第12項から第18項までを1項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第20号の項及び第21号の項の改正規定並びに同表の備考の改正規定 公布の日
- (2) 別表第24号の4の項、第24号の5の項及び第24号の8の項の改正規定 平成25年9月1日

金沢市教育プラザ富樫条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第12号

金沢市教育プラザ富樫条例の一部を改正する条例

金沢市教育プラザ富樫条例（平成15年条例第11号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

金沢市教育プラザ条例

第2条第1項各号を削り、同項に次の表を加える。

名 称	位 置
金沢市教育プラザ富樫	金沢市富樫3丁目10番1号
金沢市教育プラザ此花	金沢市此花町2番7号

第2条第2項中「金沢市教育プラザ富樫（以下「教育プラザ」という。）」を「教育プラザ」に改め、同条第3項を削る。

第2条の2中「こども総合相談センター」を「金沢市教育プラザ富樫に置くこども総合相談センター」に改める。

別表第1項の表を次のように改める。

区 分	団 体 使 用			個 人 使 用		
	専用面	使用の 単位	金 額	使用の 単位	金 額	
					一 般	高校生 以下
金沢市教育プラザ富樫体育館	半 面	1 時間	630円	1 回 3 時間	100円	50円

金沢市教育プラ ザ此花体育館	全 面	1 時間	630円			
-------------------	-----	------	------	--	--	--

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢湯涌江戸村条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第13号

金沢湯涌江戸村条例の一部を改正する条例

金沢湯涌江戸村条例（平成22年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

旧山川家住宅	1,150円	2,250円	3,400円
--------	--------	--------	--------

を

旧山川家住宅	1,150円	2,250円	3,400円
旧園田家住宅	700円	1,400円	2,100円

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市企業立地の促進に係る工場立地法の特例等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第14号

金沢市企業立地の促進に係る工場立地法の特例等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市企業立地の促進に係る工場立地法の特例等に関する条例（平成20年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条の表甲種区域の項中「玉銚地区」を「玉銚1丁目地区、玉銚4丁目地区」に、「米泉地区」を「米泉7丁目地区」に改め、「金石地区」の次に「、観音堂東地区、観音堂西地区、藤江地区、示野町地区」を加え、「及び若宮地区」を「、若宮地区、桜田町地区及び北安江地区」に改め、同表乙種区域の項中「かたつ工業団地」の次に「、金沢森本インター工業団地」を加え、「及び梅田町地区」を「、梅田町地区及び才田町地区」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第15号

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第3保冷施設使用料の項中「76,125円」を「117,285円」に改める。

附 則

この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第64条第1項の規定による石川県知事の承認があった日以後において規則で定める日から施行する。

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第16号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第22条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第31条において「租税



条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第26条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

3 第1項の所得割額を算定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第26条第1項第1号中「当該年度分の市民税の所得割額(令第29条の7第2項第6号ただし書)」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第2項第4号ただし書)」に改め、同条第2項中「第2位」を「第4位」に改める。

第26条の3第1項中「当該年度分の市民税の所得割額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に改め、同条第2項中「第22条第2項及び第3項」を「第22条第3項」に改める。

第26条の6の4を次のように改める。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第26条の6の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の所得割額を算定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第26条の6の5第1項第1号中「当該年度分の市民税の所得割額(令第29条の7第3項第5号ただし書)」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第3項第4号ただし書)」に、「第32条の9」を「第32条の9の2」に改め、同条第2項中「第2位」を「第4位」に改める。

第26条の6の7第1項中「当該年度分の市民税の所得割額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に改め、同条第2項中「及び第3項」を削る。

第26条の10を次のように改める。

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第26条の10 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の所得割額を算定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第26条の11第1項第1号中「当該年度分の市民税の所得割額(令第29条の7第4項第5号ただし書)」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第4項第4号ただし書)」に改め、同条第2項中「第2位」を「第4位」に改める。

第28条第3項を次のように改める。

- 3 第30条の規定により保険料額の算定を行ったときは、普通徴収に係る保険料の納期を定め、これを通知しなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 5 第1項、第3項及び前項の規定により定められた納期ごとの分割金額に1円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て当該年度分の保険料の額が確定した日以後の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

第29条第1項中「市民税の所得割額が」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が」に、「前年度の市民税の所得割額」を「賦課期日の属する年の前々年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に改める。

第31条第1項第1号中「当該年度分の市町村民税の所得割に係る地方税法（昭和25年法律第226号）」を「地方税法」に、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第31条の2を次のように改める。

（特例対象被保険者等の特例）

第31条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第22条第1項及び前条第1項第1号の規定の適用については、第22条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第30条第1項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

附則第3条（見出しを含む。）中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

附則第6条を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の金沢市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度分からの保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成25年度における保険料の賦課額の特例）



第3条 平成25年度における保険料の賦課額は、新条例の規定にかかわらず、この条の規定により算定した被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。）につき算定した介護納付金賦課額（同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

2 前項の基礎賦課額は、第1号の額が第2号の額を超える場合にあっては第1号の額から基礎賦課額調整額（同号の額から第2号の額を控除した額に0.6667を乗じて得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）をいう。）を控除した額とし、第1号の額が第2号の額以下である場合にあっては第1号の額とする。

(1) 新条例の規定により算定した基礎賦課額に相当する額

(2) 改正前の金沢市国民健康保険条例（以下「旧条例」という。）の規定により算定した基礎賦課額に相当する額

3 第1項の後期高齢者支援金等賦課額は、第1号の額が第2号の額を超える場合にあっては第1号の額から後期高齢者支援金等賦課額調整額（同号の額から第2号の額を控除した額に0.6667を乗じて得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）をいう。）を控除した額とし、第1号の額が第2号の額以下である場合にあっては第1号の額とする。

(1) 新条例の規定により算定した後期高齢者支援金等賦課額に相当する額

(2) 旧条例の規定により算定した後期高齢者支援金等賦課額に相当する額

4 第1項の介護納付金賦課額は、第1号の額が第2号の額を超える場合にあっては第1号の額から介護納付金賦課額調整額（同号の額から第2号の額を控除した額に0.6667を乗じて得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）をいう。）を控除した額とし、第1号の額が第2号の額以下である場合にあっては第1号の額とする。

(1) 新条例の規定により算定した介護納付金賦課額に相当する額

(2) 旧条例の規定により算定した介護納付金賦課額に相当する額

5 平成25年度の市町村民税につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第7項に規定する障害者控除額又は寡婦（寡夫）控除額を控除された被保険者がいる場合における前3項の規定の適用については、第2項中「基礎賦課額調整額」とあるのは「特例基礎賦課額調整額」と、「0.6667」とあるのは「0.75」と、第3項中「後期高齢者支援金等賦課額調整額」とあるのは「特例後期高齢者支援金等賦課額調整額」と、「0.6667」とあるのは「0.75」と、前項中「介護納付金賦課額調整額」とあるのは「特例介護納付金賦課額調整額」と、「0.6667」とあるのは「0.75」とする。

6 第2項及び前項の規定により基礎賦課額を算定する場合における新条例第26条第1項第1号の規定の適用については、同号中「相当する額」とあるのは、「相当する額に金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成25年条例第16号）附則第3条第2項の規定により同項第1号の額から控除する基礎賦課額調整額の見込総額及び同条第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定により同項第1号の額から控除す

る特例基礎賦課額調整額の見込総額を加えた額」とする。

- 7 前項の規定は、第3項及び第5項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を算定する場合について準用する。この場合において、前項中「第26条第1項第1号」とあるのは「第26条の6の5第1項第1号」と、「附則第3条第2項」とあるのは「附則第3条第3項」と、「控除する基礎賦課額調整額」とあるのは「控除する後期高齢者支援金等賦課額調整額」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、「特例基礎賦課額調整額」とあるのは「特例後期高齢者支援金等賦課額調整額」と読み替えるものとする。
- 8 第6項の規定は、第4項及び第5項の規定により介護納付金賦課額を算定する場合について準用する。この場合において、第6項中「第26条第1項第1号」とあるのは「第26条の11第1項第1号」と、「附則第3条第2項」とあるのは「附則第3条第4項」と、「控除する基礎賦課額調整額」とあるのは「控除する介護納付金賦課額調整額」と、「同条第2項」とあるのは「同条第4項」と、「特例基礎賦課額調整額」とあるのは「特例介護納付金賦課額調整額」と読み替えるものとする。
- 9 第2項第2号の額、第3項第2号の額又は第4項第2号の額を算定する場合における旧条例附則第6条の規定の適用については、同条の見出し中「平成24年度」とあるのは「平成25年度」と、同条中「平成24年度分」とあるのは「平成25年度分」と、「平成23年12月31日」とあるのは「平成24年12月31日」と、「平成23年の」とあるのは「平成24年の」とする。

(平成26年度における保険料の賦課額の特例)

第4条 前条の規定は、平成26年度における保険料の賦課額の算定について準用する。この場合において、同条の見出し中「平成25年度」とあるのは「平成26年度」と、同条第1項中「平成25年度」とあるのは「平成26年度」と、同条第2項から第4項までの規定中「0.6667」とあるのは「0.3334」と、同条第5項中「平成25年度」とあるのは「平成26年度」と、「0.6667」とあるのは「0.3334」と、「0.75」とあるのは「0.5」と、同条第6項中「附則第3条第2項」とあるのは「附則第4条において準用する同条例附則第3条第2項」と、同条第9項中「平成25年度」とあるのは「平成26年度」と、「平成25年度分」とあるのは「平成26年度分」と、「平成24年12月31日」とあるのは「平成25年12月31日」と、「平成24年の」とあるのは「平成25年の」と読み替えるものとする。

(平成27年度における保険料の賦課額の特例)

第5条 附則第3条(第5項を除く。)の規定は、平成27年度における保険料の賦課額の算定について準用する。この場合において、同条の見出し中「平成25年度」とあるのは「平成27年度」と、同条第1項中「平成25年度」とあるのは「平成27年度」と、「保険料の賦課額」とあるのは「保険料の賦課額(平成27年度の市町村民税につき、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第7項に規定する障害者控除額又は寡婦(寡夫)控除額を控除された被保険者がいる場合における保険料の賦課額に限る。)」と、同条第2項から第4項までの規定中「0.6667」とあるのは「0.25」と、同条第6項中「第2項及び前項」とあるのは「第2項」と、「附則第3条第2項」とあるのは「附則第5条において準用する同条例附則第3条第2項」と、「及び同条第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定により同項第1号の額から控除する特例基礎賦課額調

「金額の見込総額を加えた額」とあるのは「を加えた額」と、同条第7項中「第3項及び第5項」とあるのは「第3項」と、「、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、「特例基礎賦課額調整額」とあるのは「特例後期高齢者支援金等賦課額調整額」と読み替える」とあるのは「読み替える」と、同条第8項中「第4項及び第5項」とあるのは「第4項」と、「、「同条第2項」とあるのは「同条第4項」と、「特例基礎賦課額調整額」とあるのは「特例介護納付金賦課額調整額」と読み替える」とあるのは「読み替える」と、同条第9項中「平成25年度」とあるのは「平成27年度」と、「平成25年度分」とあるのは「平成27年度分」と、「平成24年12月31日」とあるのは「平成26年12月31日」と、「平成24年の」とあるのは「平成26年の」と読み替えるものとする。

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第17号

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第18号

金沢市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表中

移動等	電車又は自動車の外面を利用する屋外広告物	1個につき	370円	を
	その他の屋外広告物等	1個につき	370円	

」

移動等	電車又は自動車の外面を利用する屋外広告物（路線バスの車体の大部分に印刷したフィルムを貼り付ける方法により表示する屋外広告物を除く。）	1個につき	370円
	路線バスの車体の大部分に印刷したフィルムを貼り付ける方法により表示する屋外広告物	1台につき	10,000円
	その他の屋外広告物等	1個につき	370円

に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第19号

金沢市道路占用料条例の一部を改正する条例

金沢市道路占用料条例（昭和29年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第15号を同項第16号とし、同項第14号中「くずかご」を「くず籠」に改め、同号を同項第15号とし、同項第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同項第10号中「塩及び」を削り、同号を同項第11号とし、同項第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号中「第39条ただし書」を「第39条第1項ただし書」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第11号に掲げる応急仮設建築物のために占用するとき。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「郵便差出箱」の次に「及び信書便差出箱」を加え、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）」を「令」に、「第7条第2号」を「第7条第4号」に改め、同項の次に次のように加える。

令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき	1,400円
令第7条第3号に掲げる施設	1年	Aに0.028を乗じて得た額

別表令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料及び令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に、「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に改め、同項の次に次のように加える。

令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.013を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.018を乗じて得た額		

別表令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中「第7条第6号」を「第7条第9号」に、「同条第7号」を「同条第10号」に改め、同項の次に次のように加える。

令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.013を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.018を乗じて得た額		

別表令第7条第8号に掲げる器具の項中「第7条第8号」を「第7条第12号」に改め、同表令第7条第9号及び第10号に掲げる施設の項中「第7条第9号及び第10号」を「第7条第13号」に改め、同表の備考第6項中「土地」の次に「(令第7条第8号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)」を加える。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

金沢都市計画事業金沢駅西土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第20号

金沢都市計画事業金沢駅西土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例



金沢都市計画事業金沢駅西土地区画整理事業施行に関する条例（昭和44年条例第35号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市国民健康保険条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第21号

金沢市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

（金沢市国民健康保険条例の一部改正）

第1条 金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項第3号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イに」を「イ又はウに」に改め、「の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「属する一般被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「得た数」の次に「と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第26条の5の2第1号中「次号」の次に「又は第3号」を加え、同条第2号中「退職被保険者等」を「法附則第6条第1項の規定による退職被保険者（以下「退職被保険者」という。）」に改め、「属する世帯」の次に「であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第26条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

第26条の6の5第1項第3号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イに」を「イ又はウに」に改め、「得た数」の次に「と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第26条の6の9第1号中「次号」の次に「又は第3号」を加え、同条第2号中「退職被保険者等」を「退職被保険者」に改め、「属する世帯」の次に「であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第26条の6の5第1項第

3号ウに定めるところにより算定した額

(金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例(平成25年条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「(以下「新条例」という。)」を削る。

附則第3条第1項中「新条例」を「金沢市国民健康保険条例等の一部を改正する条例(平成25年条例第21号)第1条の規定による改正後の金沢市国民健康保険条例(以下「新条例」という。)」に改め、同条第2項第2号、第3項第2号及び第4項第2号中「規定」の次に「の例」を加え、同条第9項を次のように改める。

- 9 第2項第2号の額、第3項第2号の額又は第4項第2号の額を算定する場合におけるその例によることとされる旧条例第26条第1項第3号、第26条の5の2、第26条の6の5第1項第3号、第26条の6の9及び附則第6条の規定の適用については、旧条例第26条第1項第3号中「又はイ」とあるのは「からウまで」と、同号ア中「イに」とあるのは「イ又はウに」と、「前日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日」とあるのは「前日」と、「属する一般被保険者が属する世帯」とあるのは「属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの」と、「得た数」とあるのは「得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」と、同号中「イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額」とあるのは

「イ 特定世帯 アに  
ウ 特定継続世帯

定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額  
アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額」と、旧条例第26条の

5の2第1号中「次号」とあるのは「次号又は第3号」と、同条中 「(2) 特定同  
世帯に他  
ころによ

一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者等の属する世帯(当該  
の被保険者がいない場合に限る。) 第26条第1項第3号イに定めると とあるのは  
り算定した額 」

「(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する法附則第6条第1項の規定による退職被保険者(以下「退職被保険者」という。)の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第26条第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第26条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額 」

と、旧条例第26条の6の5第1項第3号中「又はイ」とあるのは「からウまで」と、同号ア中「イに」とあるのは「イ又はウに」と、「得た数」とあるのは「得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」と、同号中「イ 特定世帯 ア

に定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額」とあるのは「イ 特定  
ウ 特定  
世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額  
継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額」と、旧条

例第26条の6の9第1号中「次号」とあるのは「次号又は第3号」と、同条中  
「(2) 世  
定  
特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者等の属する世帯（当該  
帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第26条の6の5第1項第3号イに」とあ  
めるところにより算定した額」

「(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯で  
特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険  
ない場合に限る。） 第26条の6の5第1項第3号イに定めるところによ  
した額  
るのは  
(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯で  
特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月まで  
あるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第26条の6  
1項第3号ウに定めるところにより算定した額

あつて  
者がい  
り算定

と、旧条例附則第6条の見出し中「平成24年度」とあるのは「平成25年度」  
あつて  
の間に  
の5第  
」

と、同条中「平成24年度分」とあるのは「平成25年度分」と、「平成23年12月31日」  
とあるのは「平成24年12月31日」と、「平成23年の」とあるのは「平成24年の」とす  
る。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市国民健康保険条例の規定は、平成25年度分からの  
保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

平成25年(2013年)3月26日 印刷	発行人	金 沢 市
平成25年(2013年)3月26日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄